

## 「第255回判例・事例研究会」

日 時	平成30年4月18日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野村 奈津子

### 【判例】

<b>事件の表示</b>	事 件 名 損害賠償請求事件 管轄裁判所 東京地方裁判所 事 件 No. 平成24年(ワ)第7905号 判 決 請求棄却(控訴、控訴棄却、確定) 平成25年8月5日
<b>事 案</b>	以前X会社(原告)の代表取締役であったY(被告)に対する報酬の支払いが、定款の定めや株主総会決議によらないものであることを理由に、XがYに対して過去に支払われた報酬に相当する金額である2409万円の損害賠償を会社法423条1項に基づき求めた事案
<b>判 旨 (要旨)</b>	Xの株主であるD及びE(設立者直系卑属の長女及び次女)は、その役員報酬が支払われた当時は、いずれも株主総会の不開催に異議も述べない経営に関心のない株主であり、実質的な株主とはいえないし、D及びEはいずれもXにおいて株主総会を開催することなく一定の役員報酬が支払われていたことを認識し、これを許容していたといわざるを得ないのだから、実質的には、Xの株主全員の同意があったものと同視することができる・・・ 株主総会決議を経ないで取締役の報酬が支払われた場合であっても、株主総会決議を経た場合と同視できる事実が存在する場合、すなわち、株主総会決議に代わる全株主の同

意があった場合には、上記趣旨を全うすることができるのであるから、当該決議の内容等に照らして、上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情が認められない限り、当該役員報酬の支払いは適法有効なものになるというべきである。

…Dは、…D及びEとYとの間で、亡Bの相続について争いが生じ、平成24年になり、Yが受領した役員報酬の返還を求めることを決意したものの、平成21年9月から平成23年9月になされたYに対する役員報酬支払について、直ちに異議の申出をせず、平成23年9月事業年度においては、その支払をしたことが認めら、他方、Yは、Xの経理業務のほか、ビルの管理業務を行うなどしており、その役員報酬はF税理士と相談して決定したものであり、その金額も毎年1000万円を超える利益が得られるXの貸しビル業の収益状況…からすれば不当に高額ということもできない。